

容器包装リサイクル法と小売業

——小売業の容器包装リサイクル法への取り組み——

建野堅誠

目 次

1. はじめに
2. 容器包装リサイクル法の背景と概要
3. 市町村の分別収集計画策定状況と分別収集見込み量
4. 小売業の容器包装リサイクルへの取り組み
5. むすびにかえて

1. はじめに

世界的に環境問題への関心が高まりつつあり、各国はその制度改革に乗り出している。わが国においても小売業に大きな影響をもたらすと思われる「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、容器包装リサイクル法と呼称する)が1995年6月に制定され、1997年4月からはガラス製容器3種類とPETボトルの分別収集及び再商品化が始まった。そして、2000年4月からは同法が完全に実施され、他のプラスチック容器や紙製容器などでも分別収集が開始され、再商品化が義務づけられることになっている。

本稿では、この「容器包装リサイクル法」と小売業(とくに、チェーンストア業界と大手スーパーを中心)との係わりについて概観してみたい。

2. 容器包装リサイクル法の背景と概要

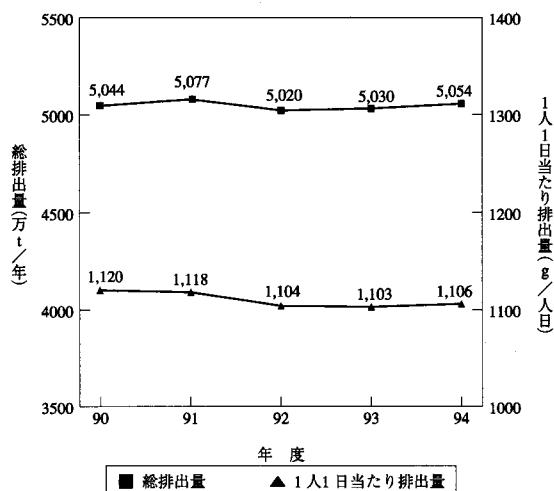
最近、わが国における一般廃棄物の排出量は、

社会・経済情勢の変化やライフスタイルの多様化などに伴ってかなりの量になってきている。厚生省の調査によれば、その年間排出量は、1990年代に入ってから、毎年約5000万トン、それを1人1日当たりに換算すると、毎年約1100グラムが排出されていることになる(図1)。また、一般廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数は、1994年度において、「容量」では1億5100万立方メートル、「年数」ではわずか8.7年と深刻な事態を迎えている(図2)。さらに、処理コストの高騰もクローズアップされている。

一方、一般廃棄物のリサイクルの状況をみると、そのリサイクル率は、図3のとおり漸次増加しているものの、それでも1994年度で9.1%にとどまっている。

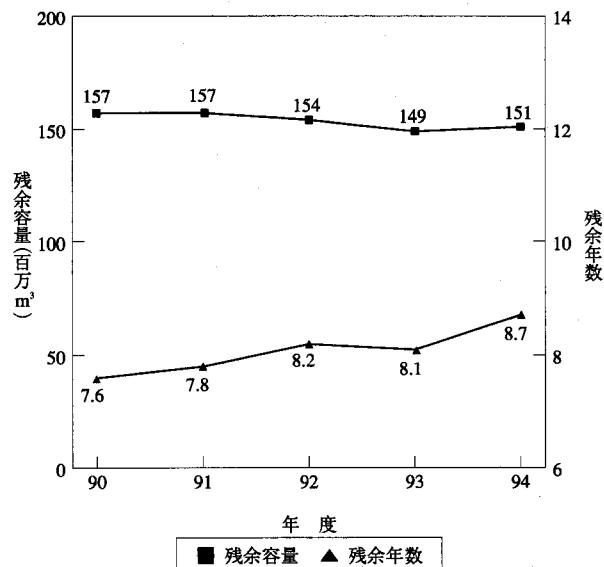
このようなことから、一般廃棄物を従来のような処理に任していたのでは、やがて一般廃棄物を適切に処理していくことが不可能になり、その結果として、国民生活も多大な影響を受けることになりかねないという認識が高まってきた。

図1 一般廃棄物の排出量の推移



(資料)『平成10年版環境白書』(各論), 1998年。

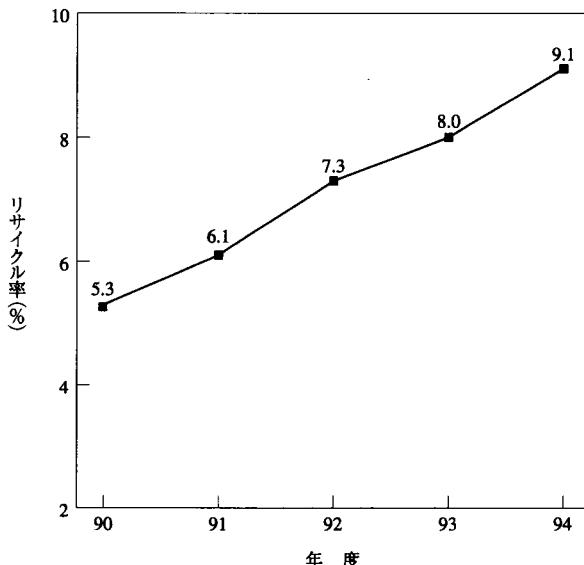
図2 一般廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数の推移



(資料) 図1と同じ。

容器包装リサイクル法と小売業

図3 一般廃棄物のリサイクル率の推移



(資料) 図1と同じ。

そして、このような認識のもとで、一般廃棄物のうち、容積比で約60%，重量比で約25%を占め、しかも、技術的に利用可能な再生資源である容器包装廃棄物がクローズアップされることになった。こうして、そのリサイクルを促進するために、今回新たに、容器包装リサイクル法が制定されるに至ったのである。

以上のようなことを背景に登場した容器包装リサイクル法であるが、同法の概要を示すと図4のとおりである。同図よりわかるように、同法のもとでは、分別収集と再商品化を総合的・計画的に進めていくために、まず、主務大臣によって容器包装廃棄物のリサイクルに関する「基本方針」が示される。そして、この基本方針に即して、具体的な再商品化計画や分別収集計画が立てられ、それらの計画に従って、分別収集と再商品化の活動が展開されることになる。

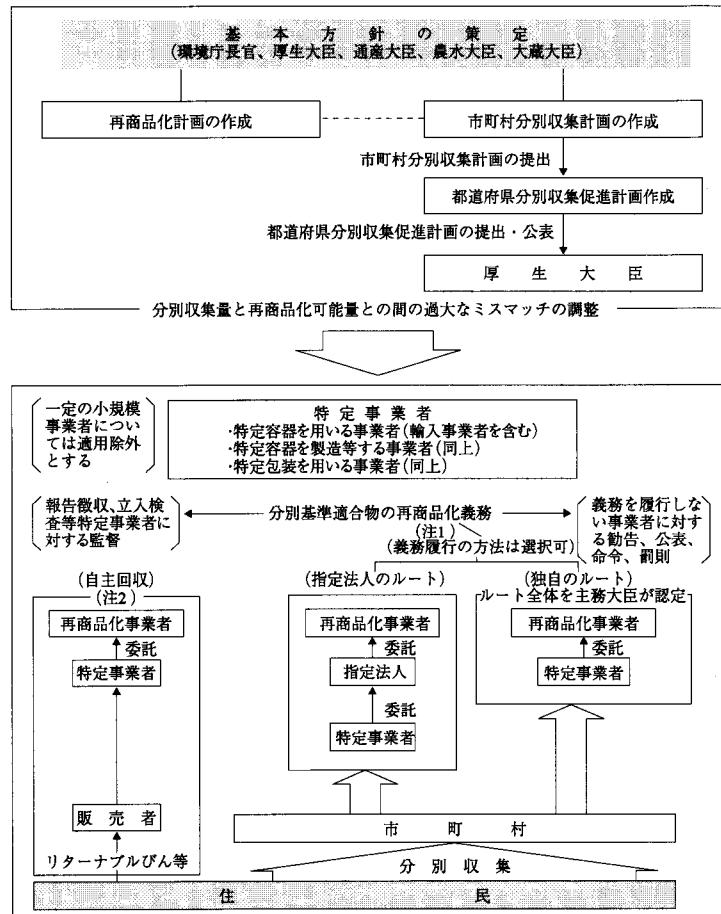
実際の活動については、これまで市町村が収集した一般廃棄物の処理は、市町村の負担によ

り実施してきた。しかし、同法では、一般廃棄物のなかの容器包装廃棄物については、消費者、市町村、事業者がそれぞれの責任を分担することになっている。なお、三者の役割分担を具体的に示すと、次のとおりである。

- ①消費者：分別収集に協力（分別排出）する。
- ②市町村：容器包装廃棄物の分別収集を行う。
- ③事業者：市町村が分別収集した容器包装廃棄物を自ら又は指定法人やリサイクル事業者に委託して再商品化する。

こうして、消費者、市町村、事業者の三者がそれぞれの役割を果たすことによって、消費者から排出された容器包装廃棄物がリサイクルされ、再商品化されることになる。ただし、「はじめに」でも指摘したように、現段階において分別収集及び再商品化が義務づけられているのは、ガラス製容器3種類とPETボトルだけで、他のプラスチック容器や紙製容器などは、2000年4月から実施されることになっている（詳細については図5を参

図4 容器包装リサイクル法の概要



注1：有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がないものとして主務省令で定めるものについては、再商品化計画及び再商品化の義務の対象とはならない。

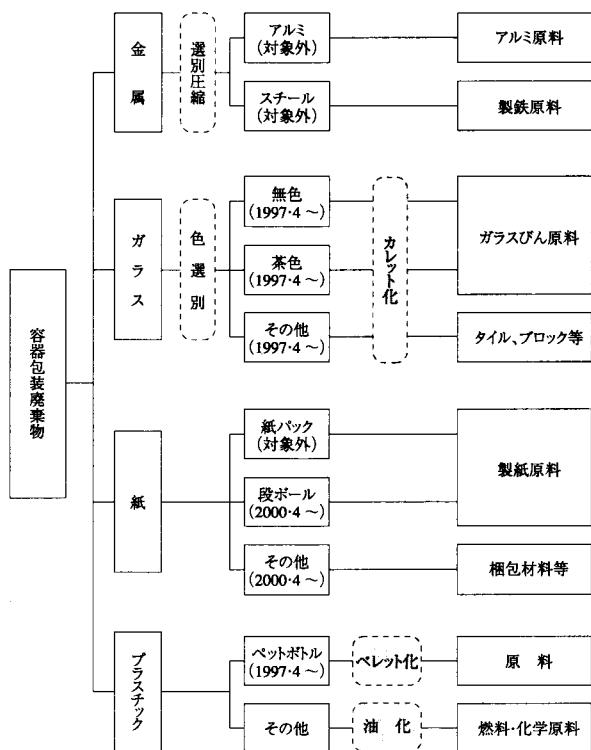
注2：その用い、または製造等をする容器包装を自ら又は他の者に委託して回収する特定事業者は、主務大臣に申し出て、当該容器包装の回収方法が自主回収基準に適合している旨の認定を受けることができる。

注3：特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者との間の義務量の分担比率は、業種ごとに特定容器を用いた商品の販売額と当該容器の販売額の比率を基礎として主務大臣が定めるものとする。

(資料) 図1に同じ。

容器包装リサイクル法と小売業

図 5 容器包装廃棄物のリサイクルのフロー



(資料)『平成9年版環境白書』(総説), 1997年, 230頁を一部加工。

表1 商品化義務が課せられた事業者等

	会社・個人			組合等			民法第34条に規定する法人、学校法人等
	製造業等	(小売業・サービス業)	(卸売業)	製造業等	(小売業・サービス業)	(卸売業)	
適用 平成9年度から	下記以外	下記以外	下記以外	下記以外	下記以外	下記以外	下記以外
適用猶予 平成11年度まで	①300人以下 または ②1億円以下	①50人以下 または ②1千万円以下	①100人以下 または ③3千万円以下	①300人以下	①50人以下	①100人以下	①300人以下
適用除外	①20人以下かつ ③2億4千万円以下	①5人以下かつ ③7千万円以下	①5人以下かつ ③7千万円以下	①20人以下かつ ③2億4千万円以下	①5人以下かつ ③7千万円以下	①5人以下かつ ③7千万円以下	①20人以下かつ ③2億4千万円以下

①常時使用する従業員の数 ②資本の額または出資の総額 ③その事業年度におけるすべての事業の売上高の総額

(資料)『時代に新しい光』(平成9年4月版), 1997年。

照のこと）。また、商品化義務が課せられている事業者についても、現段階においては、ある程度規模以上の事業者（企業数で約700社）のみが対象となっており、一定の条件下の中小事業者（10数万社）は3年間その適用が猶予され、また、一定規模以下の小規模事業者については、この法律の対象から除外されている（表1）。

3. 市町村の分別収集計画策定状況と 分別収集見込み量

ところで、現実のリサイクル活動においては、市町村の分別収集が活動の出発点になっている。そこで、ここでは、市町村の分別収集計画策定状況と分別収集見込み量についてみていく。

まず、表2を参照して同法に基づく分別収集参加予定市町村の状況をみると、1997年度の分別収集参加予定市町村は2831であるが、これは、全市町村数（3233）の88%に当たる。これを素材ごとにみると、無色のガラス容器で1662市町村、茶色のガラス容器で1666市町村、その他のガラス容器で1609市町村となっており、ガラス容器全体では

49～51%の市町村が分別収集に参加することを予定している。これに対して、PETボトルでは716市町村（全体の22%）と極端に少ないので目立っている。しかし、2001年度にはPETボトルでも全市町村の62%（2084市町村）が分別収集を行う見込みとなっているので、市町村におけるPETボトルの分別収集も漸次定着していくものと推量される。

つぎに、市町村による分別収集の見込み量（市町村合計）をみると、図6～7のとおりである。これから分かるように、1995年度に比べ1997年度以降、計画段階ではあるものの分別収集見込み量は、ガラス容器・PETボトルとも急増しており、容器包装リサイクル法による効果は大であったと言えよう。

4. 小売業の容器包装リサイクルへの取り組み

流通業、とくに小売業は、製造業と消費者の中間に位置し、容器包装廃棄物のリサイクル活動においても重要な地位を占めている。そこで、ここでは、小売業に焦点を当てて、小売業がそのリサ

表2 容器包装リサイクル法に基づく分別収集参加予定市町村数

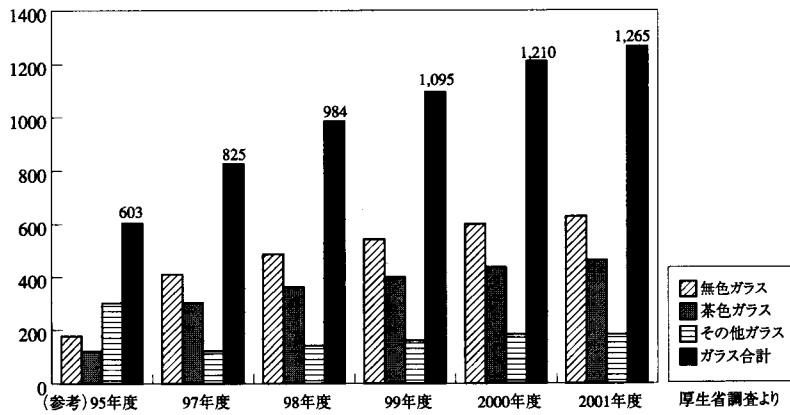
品目	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
無色ガラス	1,662	1,966	2,145	2,488	2,533
茶色ガラス	1,666	1,971	2,149	2,480	2,625
その他ガラス	1,609	1,918	2,101	2,444	2,490
PETボトル	716	1,159	1,449	1,984	2,084
スチール	2,465	2,631	2,691	2,761	2,768
アルミ	2,473	2,643	2,705	2,770	2,781
紙パック	1,173	1,366	1,526	1,933	2,000

厚生省調査による

(資料)『経済と貿易』(175号), 1998年2月。

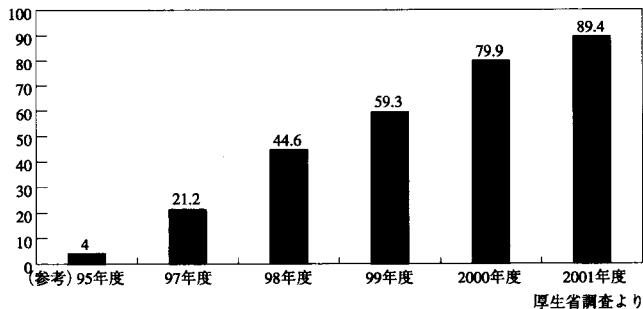
容器包装リサイクル法と小売業

図 6 市町村による分別収集の見込み量（ガラス容器）(単位千t)



(資料) 表 2 と同じ。

図 7 市町村による分別収集の見込み量（ガラス容器）(単位千t)



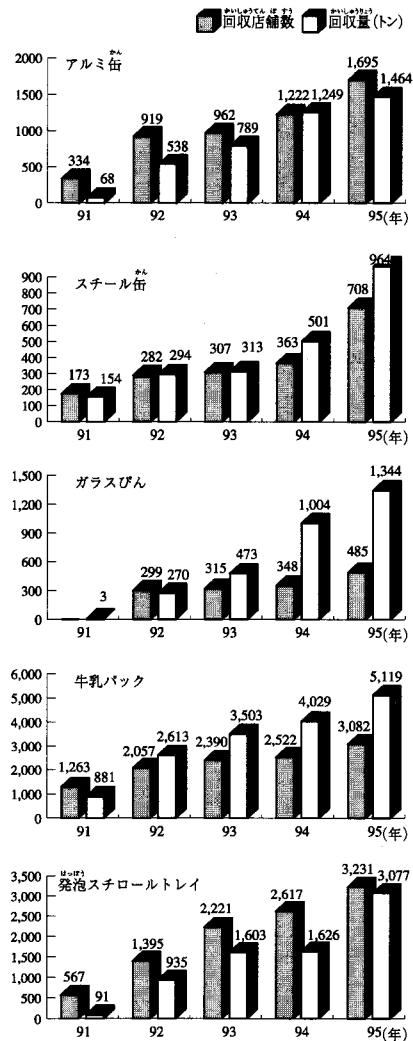
(資料) 表 2 と同じ。

イクル問題にどのように取り組み、そして、容器包装リサイクル法施行後それにどのように対応しようとしているかについて概観していくことにする。

まず、団体の取り組みについて日本を代表する小売業の業界団体であるチェーンストア協会についてみると、同協会は、環境問題について早くから関心を持って取り組んできた。すなわち、同協会は、すでに1971年に「包装改善委員会」を設置し、1973年には自主基準「包装適正化対策要綱」の制定、1981年には「青果物のトレー包装の改善

要綱」の制定、1988年には「青果物のトレーの基準」を策定するなど、これまで、「容器包装廃棄物」問題などに積極的に対応してきている。そして、1991年には協会内に環境部及び環境問題委員会を組織するとともに、加盟企業の行動指針として、①着実な実行、②責任の自覚、③産業界、行政、消費者との連携強化の基本3原則を定め、環境問題にさらに積極的に取り組み始めた。なお、その取り組みの実態をみると、図8のとおりである。これより分かるように、チェーンストア業界における容器包装廃棄物の回収状況は、回収店舗数な

図8 資源リサイクルの回収量の推移



(注) 年は、前年11月～当年10月

(資料)『流通とシステム』(No.91), 1997年3月。

容器包装リサイクル法と小売業

らびに回収量とも1991年から1995年にかけていずれの素材においても増加傾向を示している。

また、同協会は、1994年10月に会員105社を対象にリサイクルにかかる費用に関する調査を実施しているが、同調査結果によると、年間総回収量は合計8440トン、その回収、輸送などにかかった費用は人件費まで入れると合計約23億8000万円にのぼり、今後はその負担金額をどのようにするかということの検討を始めている¹⁾。

さらに、同協会は、経団連が1996年8月、各業界に策定要請した「環境保全に関する自主的行動計画」(この行動計画は、①地球温暖化対策、②廃棄物対策、③環境マネジメントシステムの構築、④海外での事業展開にあたっての環境配慮という4つの柱から成り立っている)を積極的に受けとめ、直ちに同業界の環境保全行動計画を策定した。そして、そのなかでとくに②と関連しては、「循環型経済社会の構築」という項目のなかで、「容器包装リサイクル法の誠実な遵守と協力をを行う一方、全国津々浦々の協会加盟店舗においてさらなる資源回収に努めるとともに、簡易包装の推進など、資材の使用量の削減やリサイクル製商品や素材の扱いを拡大する」²⁾としている。

一方、これを企業レベルでみると、主要企業の具体的な取り組み状況は、以下のとおりである。

まず、売上高で日本一の小売企業であるダイエーについてみると、同社は、1990年3月にいち早く光分解性プラスチックゴミ袋を開発するなど、積極的に環境問題に取り組んできたが、その活動をリサイクル活動に焦点を当ててみると、これまで、牛乳パックの回収、アルミ缶の回収、食品トレイの回収、使用済み買い物袋の回収などを行ってきており、たとえば、牛乳パックの場合、1992

年に185店舗で1545万枚を回収していたのが、1995年には335店舗で2163万枚を回収するに至っている³⁾。また、アルミ缶の回収は、1992年に161店舗、563万5000缶であったものが、1995年は330店舗で1342万缶となっている⁴⁾。そして、同社は、その後も1996年10月から97年3月まで、都内のスーパー14店舗でPETボトル容器の回収実験を実施する⁵⁾など、容器包装リサイクル法の施行を控えて容器包装廃棄物の回収により積極的な姿勢をみてきている。

つぎに、イトーヨーカ堂⁶⁾についてみると、同社は、1990年に環境開発プロジェクトを発足させて、環境問題への本格的な取り組みを開始し、1991年には瓶類、缶類、発砲スチロールなどの店頭回収に着手し、その後、1994年にはグループ全体で「環境指針」と、それをより具体化した「環境規約」を定める一方で、実行部門とは独立して、社内環境監査人による年1回の環境監査も実施している。そして、1995年からは社外の専門家を監査管理人に加え、より客観的で充実した監査を実施している。この環境監査制度は、業界では他社に先駆けたもので注目すべきものであるが、同社の環境対策でそれ以上に注目すべきことは、その基本を同社が長年取り組んできた業務改革に置いているということである。つまり、同社においては、業務改革(=単品管理)によるロスの削減、業務の効率化、省力化を図ることが、省資源、省エネルギー、廃棄物減量につながるというのが基本的な考え方となっている。

さらに、ジャスコ⁷⁾も会社設立以来、環境保全問題と積極的に取り組んできたが、同社における最近の取り組みのなかでとくに注目されるのは、資源としての再利用および廃棄量の削減が大きな課

題となっている PET ボトルの自主回収に力を入れ出したことである。すなわち、同社では1994年7月から PET ボトルの回収に乗り出したが、1997年4月の法律施行時には、以前より回収していた7店舗を含めて22店舗に拡大し、さらに、1998年2月には、38店舗まで増加している。そして、さらに注目すべきことは、1996年11月から、5店舗において、三菱商事と東洋紡績が共同開発した再生ポリエステル繊維「エコールクラブ」（使用済み PET ボトルを原料とした）を使用した女子制服を実験導入し、1998年3月からは、同社をはじめとするイオングループ23社で、女子制服、ジャンパー、エプロンを順次導入し始めたことである。

なお、ジャスコでは、環境保全・社会貢献活動の一層の強化と深耕を図るべく1996年には環境委員会を発足させ、また、そのなかに「ごみ消減小委員会」、「資源を大切に小委員会」などの5つの小委員会を設置して、様々な環境問題と積極的に取り組んでいるというのが現状である。

さらにまた、西友は、1990年10月に環境問題対策委員会（エコ委員会）を発足させ、同年11月から全社的な商品の簡易包装化と取り組み始め、1991年5月からはさらにプラスティクトレイ、アルミ缶・スチール缶の回収、包装・容器類の減量化活動などを展開してきている⁸⁾。そして、1996年3月には、エコ委員会内に、商品化分科会、減量・リサイクル分科会、店舗運営分科会を設ける一方で、1995年度の環境活動を評価する第1回「環境自主監査」を実施し、さらに1996年6月には具体的な数値目標を掲げた「西友・エコボランタリープラン」を策定するなど、同社も環境問題に積極的に対応してきている⁹⁾。

5. むすびにかえて

容器包装リサイクル法が施行（1997年4月）されて2年近くが経過した。しかし、この法律は、「法案審議の過程から関係省庁の意見が難航し、『スタートさせながら整備していく』という妥協と合意の基に制定された経緯があった」ため、「『全面施行』の2000年4月までにはさまざまな課題が浮上するものと思われる」¹⁰⁾。

現に、いくつかの問題が浮上しているので、それらのうち主なものを整理すると、つぎのとおりである。

①容器包装のリサイクルに関心を持ってはいるが、制度の仕組みがわかりにくいという消費者がまだ多数存在している¹¹⁾。

②市町村や特定事業者でさえも同法をよく理解しておらず、トラブルが相次いで発生している。

③基準に適合するような消費者の排出、市町村の回収が求められているが、現在のところ、多くの消費者が排出方法を遵守しなかったり、また、各市町村の回収方法、回収回数など千差万別であり、一部の消費者は、それに対して混乱をきたしている。

④市町村の費用負担が当初考えられていたものより大きいことが次第に判明するに従い、費用負担問題が新たにクローズアップされるようになってきている¹²⁾。

⑤今後プラスチックや紙容器などが対象となると、市町村の財政負担がさらに増えるのではないかと危惧されている¹³⁾。

⑥市町村が積極的に収集量を増やしても、現在のところ再商品化見込み総量（工場の処理能力）に限界があるので、特定事業者はこの処理能力を

容器包装リサイクル法と小売業

超えて再商品化できない。

⑦現段階では、再商品化製品の販売に関しても問題が山積している。

ともあれ、リサイクル型経済社会を構築するためには、以上のような諸問題が解決される必要があるが、そのためには、消費者、市町村、事業者の三者がそれぞれ自らの役割を果たすとともに、各々が上記の問題解決に傾注することが重要であろう。なお、流通業（とくに小売業）については、製造業者と消費者の中間にあって両者に大きな影響力を与えうるので、見方によっては、流通業（とくに小売業）がリサイクル社会構築の重要な鍵を握っているといつても過言ではないだろう¹⁴⁾。

〔注〕

- 1) エコビジネスネットワーク編『企業別環境対策実例集』二期出版、1996年、81-82頁。
- 2) 櫻井登明「チェーンストア業界の環境保全への取組み—成果挙げる各種容器の自主的回収努力—」『流通とシステム』No.91、1997年3月、12頁。
- 3) ダイエー社史編纂企画・編集『ネアカのびのびへこたれず』株式会社アシーネ、1997年、8頁。
- 4) 同上。
- 5) 『環境ビジネス白書 1997年版』日本ビジネス開発、1997年、204頁。
- 6) 「〈流通業と環境問題〉第2回 イトーヨーカ堂 環境対策も基本は单品管理」『Chain Store Age』1997年2月15日号、37-39頁。
- 7) ジャスコについては、公表資料を参照した。
- 8) エコビジネスネットワーク編『地球環境ビジネス 1998-1999』二期出版、1997年、619頁。
- 9) 同上。
- 10) 丸田輝武「スタートした容器包装リサイクル法（上）」『国民生活』1997年7月号、52頁。
- 11) 丸田輝武「スタートした容器包装リサイクル法（下）」『国民生活』1997年8月号、44頁。
- 12) 丸田輝武「スタートした容器包装リサイクル法（上）」『国民生活』1997年7月号、58頁。
- 13) 山本耕平「リサイクルと自治体」『都市問題』第88巻第7号、1997年7月、37頁。
- 14) 藤井美文「リサイクルをめぐる新しい国際潮流と流通業」『R I R I 流通産業』第29巻第4号、1997年

4月、28-30頁。

参考文献

I. 単行本

1. 本多淳裕『ゴミのリサイクル』省エネルギーセンター、1991年。
2. 中小企業研究所（中小企業事業団・中小企業大学校）『環境問題と中小企業の役割—資源リサイクル事業の実態と問題点一』中小企業研究所（中小企業事業団・中小企業大学校）、1992年。
3. 植田和弘『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣、1992年。
4. 藤井 黙『廃棄物事業—廃棄物処理業の現況と将来展望一』同友館、1992年。
5. 日経産業消費研究所編『リサイクル社会実現への課題』日経産業消費研究所、1993年。
6. 藤井 黙『統一廃棄物事業【環境創造事業】—廃棄物事業の実際と21世紀への展望一』同友館、1994年。
7. 植田和弘『リサイクル社会への途』自治体研究社、1994年。
8. 厚生省生活衛生局水道環境部監修『包装廃棄物新リサイクルシステム』ぎょうせい、1994年。
9. 高月 純・仲上健一・佐々木佳代編『現代環境論』有斐閣、1996年。
10. 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修『時代に新しい光—容器包装リサイクル法のあらましIII一』ぎょうせい、1996年。
11. エコビジネスネットワーク編『企業別環境対策実例集』二期出版、1996年。
12. 厚生省水道環境部環境整備課監修『容器包装リサイクル法[政令・省令付き]Q&A』トップアイ、1996年。
13. 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修『容器包装リサイクル法 分別収集計画ガイドブック』ぎょうせい、1996年。
14. 『環境ビジネス白書 1997年版』日本ビジネス開発、1997年。
15. エコビジネスネットワーク編『地球環境ビジネス 1998-1999』二期出版、1997年。
16. 丸尾直美・西ヶ谷信雄・落合由紀子『エコリサイクル社会』有斐閣、1997年。
17. ダイエー社史編纂企画・編集『ネアカのびのびへこたれず』株式会社アシーネ、1997年。
18. 環境庁企画調整局調査企画室編『平成9年版環境白書（総説）』大蔵省印刷局、1997年。
19. 環境庁企画調整局調査企画室編『平成9年版環境白書（各論）』大蔵省印刷局、1997年。
20. 斎藤 進『最新版 地球環境白書—新・今「ゴミ」』

が危ない』学習研究社, 1998年。

21. 農林水産省食品流通局企画課食品環境対策室監修・食品産業容器包装リサイクル法研究会編著『[改訂版] 食品産業のための容器包装リサイクル法』大成出版社, 1998年。
22. 環境庁企画調整局調査企画室編『平成10年版環境白書(総説)』大蔵省印刷局, 1998年。
23. 環境庁企画調整局調査企画室編『平成10年版環境白書(各論)』大蔵省印刷局, 1998年。

II. 論文・その他

1. 寄本勝美「容器包装リサイクル法の成立とプラスチック問題」『早稲田政治経済学雑誌』第324号, 1995年10月。
2. 石井安憲「ゴミ収集有料化の経済分析」『経済と貿易』第173号, 1996年12月。
3. 川野訓志「消費生活とリサイクル—リサイクル品の商品化をめぐってー」『経済と貿易』第173号, 1996年12月。
4. 通商産業省リサイクル推進課「容器包装リサイクル法施行のための省令・告示の制定等について(平成8年12月27日)」『産業と環境』1997年2月号。
5. 「〈流通業と環境問題〉第1回 ヤマナカクリーンセンター建設、ゴミの自社処理を開始」『Chain Store Age』1997年2月1日号。
6. 「〈流通業と環境問題〉第2回 イトーヨーカ堂環境対策も基本は単品管理」『Chain Store Age』1997年2月15日号。
7. 青山貞一「循環型経済システムの構築に向けて—廃棄物の減量とリサイクルの促進ー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
8. 櫻井登明「チェーンストア業界の環境保全への取組み—成果挙げる各種容器の自主的回収努力ー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
9. 畠 隆雄「飲料メーカーの容器リサイクルへの取組み—リサイクル社会の構築をめざしてー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
10. 斎藤和弥「地方自治体のリサイクルへの取組み—資源循環型都市『東京』を造りあげるためにー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
11. 鈴木敏央「ISO 14001と流通業—商品・サービスの環境負荷を決める流通業ー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
12. 木下安司・石橋 薦「米国流通業の環境問題への取組み—エコビジネス先進国、米国の現状ー」『流通とシステム』No.91, 1997年3月。
13. 寄本勝美「新リサイクル・システムに挑んだ環境庁の先導的役割とその限界」『早稲田政治経済学雑誌』第330号, 1997年4月。
14. 吉見弘一「注目される『容器包装リサイクル法』

の施行」『大和銀行経済調査』第587号, 1997年3月。

15. 木全敬止「容器包装リサイクル法の現状と課題」『名古屋経済大学研究所報』第19号, 1997年3月。
16. 「〈流通業と環境問題〉第3回 日本生活協同組合連合会 環境負荷洗い出しを提言」『Chain Store Age』1997年4月1日号。
17. 阿部順次「容器包装リサイクル法の本格施行」『かんきょう』1997年4月号。
18. 藤井美文「リサイクルをめぐる新しい国際潮流と流通業」『R I R I 流通産業』第29巻第4号, 1997年4月。
19. 安達 実「〈調査〉容器包装リサイクル法の施行と地域の課題」『さくら銀行経済情報』1997年5月号。
20. 「〈流通業と環境問題〉第4回 信州ジャスコ 新店全店にバイオ式生ゴミ処理機を設置」『Chain Store Age』1997年5月15日号。
21. 「〈流通業と環境問題〉最終回 西友 今年度中ISO14001の認証取得を宣言」『Chain Store Age』1997年7月1日号。
22. 丸田輝武「スタートした容器包装リサイクル法(上)」『国民生活』1997年7月号。
23. 後藤典弘「環境への負荷の少ないリサイクル」『都市問題』第88巻第7号, 1997年7月。
24. 寄本勝美「政策の形成と市民—容器包装リサイクル法の場合ー」『都市問題』第88巻第7号, 1997年7月。
25. 山本耕平「リサイクルと自治体」『都市問題』第88巻第7号, 1997年7月。
26. 植田和弘「容器包装リサイクル法の効率性と公平性」『都市問題』第88巻第8号, 1997年8月。
27. 丸田輝武「スタートした容器包装リサイクル法(下)」『国民生活』1997年8月号。
28. 「〈対談〉循環型経済社会をどう構築するか」『通産ジャーナル』1997年10月号。
29. 上野 明「容器包装リサイクル法と日本容器包装リサイクル協会一法の本格施行から4カ月ー」『通産ジャーナル』1997年10月号。
30. 環境立地局リサイクル推進課「リサイクル政策の最近の動向について」『通産ジャーナル』1997年10月号。
31. 石井安憲「資源ゴミ・リサイクル市場と補助金政策」『経済と貿易』第175号, 1998年2月。
32. 川野訓志「容器包装リサイクル法に関する一考察—エコ・アンバランジ計画との比較を通じてー」『経済と貿易』第175号, 1998年2月。
33. 渡邊恭子「容器包装リサイクル法における事業者責任の問題」『経済と貿易』第175号, 1998年2月。
34. 松下啓一「リサイクル政策の形成過程に関する研究—政策はどのように作られていくのかー」『経済

容器包装リサイクル法と小売業

- と貿易』第175号, 1998年2月。
35. 村橋克彦「リサイクルの視点から見たごみの収集についてのボランティア市民の意識—横浜市環境事業推進委員及び消費生活推進員へのアンケート結果分析一」『経済と貿易』第175号, 1998年2月。
36. 土居敬和「容器包装リサイクルの現状と今後の課題」『産業と環境』1998年10月号。
37. 「<座談会> 廃棄物とリサイクルが一体となった総合法制に向けて」『ジュリスト』1998年12月15日号。
38. 総合法制ワーキンググループ「<資料> 廃棄物・リサイクルが一体となった健全な物資循環を促進する総合法制枠組(提案)」『ジュリスト』1998年12月15日号。